

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置	
税 目	所得税、法人税、消費税	
要 望 の 内 容	<p>改正障害者自立支援法等（平成 22 年法律第 71 号）の平成 24 年 4 月施行による障害児施設の一元化に伴い、従前の施設体系が再編となるところであるが、引き続き、</p> <p>① 第 1 種社会福祉事業から第 2 種社会福祉事業となる障害児の通園施設の用に供する土地等を、一定の手続により土地譲渡者が 5,000 万円までの特別控除の適用が受けられる「特掲事業」（※）の対象とする。</p> <p>※ 特掲事業とは、租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 3 号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添附することにより、当該事業の用に供するために土地等を譲渡した者について、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5,000 万円までの特別控除の適用が受けられるものをいう。</p> <p>② 肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費（現行の障害児施設医療費を通所と入所に区分したもの）に係る医療を、消費税非課税措置の対象とする。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	—百万円 （—百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的          税制措置の優遇を継続することにより、障害児の生活の場や地域における支援体制を整備し、障害児の地域における生活を支援する</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 改正障害者自立支援法等の平成 24 年 4 月施行に伴い障害児施設の体系が再編となるところであるが、障害児が地域で自立した生活を送るためには、引き続き、独立自活に必要な知識・技能を与える場を整備することが重要であり、そのためには、障害児が通園を行う施設についてその用地の確保に対する税制上の所要の措置が必要である。</p> <p>      昨年税制改正において、第 2 種社会福祉事業である障害者の通所サービスの適用が認められているところであり、障害者の通所サービスと同様、障害児の通所サービスについても特別控除の適用を認めることで、施設用地の確保が容易となり、障害児の地域における支援体制の整備が一層促進される。</p> <p>② 消費税非課税措置の対象として、知的障害児施設（第一種自閉症児施設）、肢体不自由児施設（肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設）及び重症心身障害児施設が提供する障害児施設医療費が現行掲げられているところ、①同様、障害児施設の体系が再編となるため、肢体不自由児通所医療費（医療型児童発達支援センターが提供）及び障害児入所医療費（医療型障害児入所施設が提供）に区分けされる。</p> <p>      区分け後も、役割・機能について変更はないため、これまで同様の税制上の所要の措置が必要である。</p> <p>※①②とも、社会福祉団体からパブリックコメントを通じ、本件に係る要望を受け付けている。</p>	
<p>今回の要望に関連する事</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅳ          地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する          施策大目標Ⅳ 7          障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会を推進する          施策中目標Ⅳ 7 1          障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。</p>
<p>合理性</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）を基本とした身近な支援の充実</p>
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>恒久措置</p> <p>—</p>
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	対象施設数（平成22年4月1日現在） ① 383施設 ② 282施設
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	① 同様の要望を地方税（個人住民税、法人住民税、事業税）においても行っている。 ② 同様の要望を地方税（地方消費税）においても行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 障害児が障害児施設において受けた施設支援等に要する費用の負担を行う。平成23年度予算額712億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	○ 上記予算上の措置と相まって、障害児の地域における生活を支援するもの。
	要望の措置の妥当性	<p>① 今般の障害者自立支援法等の見直しにより、平成24年4月から重複障害に対応するとともに身近な地域で支援を受けられるよう、それまで障害種別等に分かれていた障害児施設（通所・入所）について一元化し、入所による支援を行う施設を「障害児入所施設」に、通所による支援を行う施設を「児童発達支援センター」に再編することとしている。</p> <p>これに伴い、これまで第1種社会福祉事業として位置づけられていた障害児の通園施設は、第2種社会福祉事業に位置づけられることになる。</p> <p>第1種社会福祉事業から第2種社会福祉事業になることにより、特掲事業から外れることから、租税特別措置法第33条に規定する社会福祉法人が設置する第1種社会福祉事業の用に供するために土地を売却した場合の所得税についての5,000万円までの特別控除の適用がなくなる。</p> <p>しかしながら、上記のとおり障害児の地域生活を支える自立自活に必要な知識技能を与える場の整備が重要であることを踏まえ、障害児が地域で自立した生活を送るためには同法等の見直し前と同様に、特掲事業としておくことが適当と考える。</p> <p>また、通所により利用するサービスである保育所は特掲事業であるため、本措置により保育所との均衡も図られることとなる。</p> <p>② 現在、消費税法別表第一第6号ト及び同法施行令第14条第1項第8号の規定に基づき、障害児施設医療費の支給に係る医療は、非課税とされている。</p> <p>今般の障害者自立支援法等の見直しにより、重複障害に対応するとともに身近な地域で支援を受けられるよう、それまで障害種別等に分かれていた障害児施設（通所・入所）が、平成24年4月より一元化されることから、障害児施設医療の支給に係る医療を提供する指定知的障害児施設等（※）についても、「医療型施設」として再編されるため、</p>

		<p>これまでと名称が変更となる。</p> <p>名称変更後においても、引き続き、医療費の支給に係る医療を提供する施設について消費税の非課税措置の対象であることが適当と考える。</p> <p>※ 指定知的障害児施設等とは、都道府県知事が指定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設又は指定医療機関をいう（児童福祉法第24条の2）。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>① 平成23年度税制改正において、「譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充」を要望し、同年度税制大綱にも示されたところ。</p> <p>② 障害者自立支援法施行に向け、平成17年度税制改正において、「障害者福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置」を要望したところ。</p> <p>なお①②ともに、平成22年5月24日付税制調査会長宛厚生労働副大臣文書「「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」（議員立法）について」にて、税制調査会からの了承を求めた。</p>	